

第1回債権者集会報告書

平成29年3月22日

東京地方裁判所民事第20部 合議C係 御中

破産者 株式会社栄光

破産管財人 弁護士 高木 裕 康

第1 破産手続開始の決定に至った事情

破産者は、株式会社武富士出身の創業者である西岡隆幸氏（以下「西岡氏」という。）が、金融業を行う会社として昭和57年に設立し、個人顧客に対する貸付を中心に貸金業を拡大し、平成10年5月期には、顧客に対する貸出残高が約170億円となるなど、順調に業容を拡大していった。

しかし、過払金の返還に係る平成18年の最高裁判所の判決を機に、潜在的な過払金返還債務を認識するようになり、業績は悪化の一途を辿った結果、平成21年5月期には赤字に転落し、平成25年5月期には潜在的な過払金返還債務が400億円を超えるという状態が認識されるようになった。

このような状況下で、西岡氏は、平成25年10月に亡くなり、破産者は新代表者のもとで再建を試みたが、業容は縮小する一方であり、平成26年5月を最後に、新規貸付を停止した。

このような中、メインバンクである湘南信用金庫からの取立てが強化されたことから、事業の継続が困難となり、平成28年8月に破産申立てに至った。

第2 破産者及び破産財団に関する過去及び現在の状況

破産管財人が行った管財業務の概要は、以下のとおりである。

1 資産の換価業務

現在判明している破産者の資産は、添付財産目録のとおりであり、その概要は以下のとおりである。

(1) 現金

添付財産目録・資産の部1記載のとおり、開始決定時の現金残高は、5506万3508円である。

(2) 預金

添付財産目録・資産の部2記載のとおり、開始決定時の預金残高は、合計228万7698円である。なお、その後の資産の換価・回収により、現在の預金残高は、791万3704円（収支計算書「2 預金」及び「4 貸付金（顧客）」の合計額）となっている。

(3) 貸付金

添付財産目録・資産の部3記載のとおり、破産者は、開始決定時において、関連会社等に対する貸付金合計9億1857万1442円を有しており、このうち約定弁済により貸付金元本及び利息合計1298万2942円を回収した。

現在、各貸付先との間で回収に向けた交渉を継続している。

(4) 未収金

添付財産目録・資産の部5記載のとおり、破産者は、平成14年12月にアスカ・ファイナンス株式会社から事業の全部を譲り受けるに伴って同社の有限会社アイムに対する和解金債権（開始決定時の残高1356万円）及びこれに関連して供託金還付請求権500万円の譲渡を受けているが、詳細については調査中である。

(5) 不動産

添付財産目録・資産の部6記載のとおり、破産者は本社その他の不動産を所有しているが、これらについては、本社における管財業務が完了次第、別除権者の

同意を得て換価する予定である。

開始決定後、破産者所有不動産の賃料及び立替光熱費合計742万2424円を回収した。

(6) 美術品

破産者が所有していた約40点の美術品について、破産管財物件の実績のあるオークション業者に販売を委託し、オークションの結果、合計251万0246円を回収した。また、オークションへの出品を断られた美術品については、買取業者に合計13万1220円で売却した。

2 破産手続開始通知書の送付等及びカスタマーセンター業務

開始決定後、債権者に対して破産手続開始通知書を順次発送し、また、破産者の本社に破産管財人執務室カスタマーセンターを設置し、問い合わせ電話への対応、住所不明の債権者の住所調査等を行った。

第3 損害賠償請求権の査定の裁判、その保全処分を必要とする事情の有無調査中である。

添付資料

- 1 財産目録
- 2 収支計算書
- 3 【破産】貸借対照表

以上

(作成日：平成29年3月13日)

平成28年(フ)第5815号
破産者 株式会社栄光

財 産 目 録

(開始決定日 = 平成28年8月15日 現在)

破産管財人 弁護士 高木 裕康
(単位=円)

資産の部

番号	科目	簿価	評価額	備考
1	現金(H28.8.17引継)	-	55,063,508	
2	預金	2,287,698	2,287,698	一部相殺
3	貸付金(関係会社等)	918,571,442	12,982,942	評価額は現在までの回収額
4	貸付金(顧客)	-	5,626,006	開始決定後の過払金を含む。
5	未収金	18,560,000	-	
6	不動産	1,072,406,487	7,705,942	評価額は現在までの賃料回収額
7	敷金	160,000	160,000	16万円につき社宅敷金立替分の返還受領。 (その他預り金として622,000円あり)
8	有価証券	-	9,800	H28.9.2付売却許可。 売却、入金済。
9	保険	-	110,840	評価額は現在までの解約返戻金回収額
10	美術品	29,936,907	2,641,466	H28.10.2付売却許可により売却済。
11	裁判所保管金残金	9,278	9,278	督促オンライン解約、残高返金済。
12	還付金(税金)	-	351,673	
13	自動販売機売上	-	2,938	
14	利息	-	260	
15	口座開設費	-	1,000	
	資産合計	2,041,931,812	86,953,351	

負債の部

番号	科目	届出額	評価額	備考
1	財団債権			
	公租公課	2,453,303		
	労働債権	0		
	過払金(開始決定後)	未定		開始決定後に入金された過払金
2	優先的破産債権			
	公租	0		
	公課	0		
	労働債権	0		届出留保
3	劣後的破産債権			
		0		届出留保
4	一般破産債権(別除権付債権を除く)			
		0		届出留保
5	別除権予定不足額			
		0		届出留保
	別除権付債権(合計に含まず)			
				届出留保
	負債合計	2,453,303	0	

収支計算書

自 平成28年8月15日
至 平成29年3月13日

破産管財人 弁護士 高木 裕康

(単位=円)

収入の部			支出の部		
番号	摘要	金額	番号	摘要	金額
1	現金(H28.8.17引継)	55,063,508	1	事務費	277,029
2	預金	2,287,698	2	破産通知発送郵送料	1,917,908
3	貸付金(関係会社等)	12,982,942	3	業務委託料(破産通知発送)	275,861
4	貸付金(顧客)	5,626,006	4	履行補助者給与	7,308,256
5	不動産	7,705,942	5	履行補助者給与(税理士)	293,370
6	敷金	160,000	6	派遣会社委託料 (コールセンタースタッフ)	1,447,632
7	有価証券	9,800	7	業務委託料	1,542,000
8	保険解約返戻金	110,840	8	清掃業務委託料(共用部分)	135,500
9	美術品	2,641,466	9	清掃料金(ゴミ回収)	236,664
10	裁判所保管金残金	9,278	10	保険料	1,321,570
11	還付金(税金)	351,673	11	公共料金支払	2,857,175
12	自動販売機売上	2,938	12	リース料	90,831
13	預金利息	260	13	賃貸マンション管理費	630,081
14	口座開設金	1,000	14	税金納付	1,131,470
			15	差押執行停止費用	5,286
			16	明渡費用	5,130
	合計	86,953,351		合計	19,475,763

差引残高 67,477,588

(作成日 = 平成29年3月13日)

平成28年(フ)第5815号
破産者 株式会社栄光

【破産】貸借対照表

(開始決定日 = 平成28年8月15日 現在)

破産管財人 弁護士 高木 裕康

資産の部			負債の部			(単位=円)
番号	科目	評価額 =財団組入(見込)額	番号	科目	評価額=認める債権額	
1	現金	55,063,508	1	財団債権 (公租公課)	2,453,303	
2	預金	2,287,698	2	財団債権 (労働債権その他)	0	
3	貸付金(関係 会社等)	12,982,942	3	優先的破産債権 (公租公課)	額未定	
4	貸付金(顧 客)	5,626,006	4	優先的破産債権 (労働債権)	額未定	
5	不動産	7,705,942	5	一般破産債権(別 除権付債権を除く)	額未定	
6	敷金	160,000	6	別除権予定不足額	額未定	
7	有価証券	9,800		(別除権付債権)	額未定	
8	保険解約返 戻金	110,840				
9	美術品	2,641,466				
10	裁判所保管 金残金	9,278				
11	還付金 (税金)	351,673				
12	自動販売機 売上	2,938				
13	預金利息	260				
14	口座開設金	1,000				
	資産合計	86,953,351		負債合計	2,453,303	

差引 資産不足額 額未定